

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0014 | 4月25日 | 5月8日 | 請求 | H24年度 H25年度の新図書館の用地交渉の記録全て | 教育委員会 | 図書館 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 30-0015 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 上尾市のホームページ「情報公開請求の流れ」において「不服の申し立てがあったときは、実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問します」とあるが、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することなく裁決する行為が整合性を取り、可能となる根拠となる文書。 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0016 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 市教委の平成30年4月定例教育委員会の「議案第23号 行政文書公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」に関する起案書(裁決に至る理由が判別できるもの)。 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0017 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 市教委事務局生涯学習課長および教育総務課長が前市長・市議会議長の逮捕以降に受けた研修の内容が判別できる文書・資料。 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0018 | 5月1日 | 5月14日 | 請求 | 市教委事務局生涯学習課長および教育総務課が前市長・市議会議長の逮捕以降に受けた研修の内容が判別できる文書・資料。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0020 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 平成30年4月定例教育委員会の議案第23号に係る審査請求について、市教委事務局内部において、生涯学習課長から「願末書」、「経過説明書」等が提出されていると思われるが、そのことが判別できる文書、資料等。 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0021 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 上尾市内小中学校 平成30年度「委嘱研究発表」一覧表。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0022 | 5月1日 | 5月14日 | 請求 | 平成30年度 上尾市教育委員会事務局各課の職員の机配置と職名・氏名が判別できるもの。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0023 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 市内県費教職員の「年次休暇の計画的使用について」あるいはそれに類する文書・資料で最新のものの。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0024 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 現行の小中学校教員免許で教科としての「英語」を教えることができる根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0025 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 「上尾市教育委員会がめざす英語教育とは何か」が判別できる文書、資料等。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0026 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 平成30年4月現在、上尾市教育委員会事務局指導課指導主事(課長を含む)について、「英語の教員免許(中学・高校どちらでも可)所持者」の人数がわかるもの。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0027 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 平成30年4月現在、上尾市立上平小学校県費教職員について、「英語の教員免許所持者」の人数がわかるもの。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0028 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 平成30年度上尾市立上平小学校における「外国語(英語)教育指導にかかる指導計画」またはそれに類する文書・資料等。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0029 | 5月1日 | 5月15日 | 請求 | 上尾市教育委員会が所持している、「無言清掃にとりくむ目的」あるいは「無言清掃の弊害」等が判別できる文書・資料類。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0052 | 5月22日 | 6月4日 | 請求 | 文部科学省／新学習指導要領対応 小学校外国語教材『We Can! ②』のP39では、 I went to the sea. I enjoyed swimming. I ate fresh fish. It was fun. との例文が示されており、これらはいずれも過去形の文となっている。 そこで、これらの過去形の文および文構造について、 (1)どのように「日本語と英語の語順の違い」に気づかせるのか、判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0053 | 5月22日 | 6月4日 | 請求 | 前号について、 (2)基本的な表現としての「過去形」をどう教えるのか、判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0054 | 5月22日 | 6月4日 | 請求 | 文部科学省／新学習指導要領対応 小学校外国語教材『We Can! ②』のP49では、 I can see my favorite high school swimmer. との例文がある。これに関して、 (1)P49/Unit6の挿画は、「自分の好きな(お気に入りの)水泳選手がプール近くにいる」という情報を友人たちに教えている場面であると考えられる。そうであるならば、この文の主語がなぜ「We」ではなく、「I」なのかという疑問が生じる。 つまり、自分(だけ)＝「I」が見るということではなく、友人たちを含めた皆、すなわち「We」が見ることができることを伝えるほうが、好ましい友人関係についての表現であると考えられる。よって、この文の主語がなぜ「I」であるかを説明または指導するのが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0055 | 5月22日 | 6月4日 | 請求 | 前号について、 (2)「my favorite high school swimmer」の句構造を説明する文書・資料等。とりわけ、「favorite」がどこにかかるのか、説明されているもの。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0056 | 5月22日 | 6月4日 | 請求 | 「正しい英語の使い方を心得た専門家がきちんと指導することができないなら、小学校における英語の必修化は、子供たちの外国語習得にとって逆効果にしかありません」というように、小学校における英語の必修化の動きについての批判がある。こういった批判意見に対しての「反論」または「反論に類するもの」として、市教委および上平小が所持している文書・資料等。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0069 | 6月11日 | 6月18日 | 請求 | 上尾市教育委員会が把握している「日本語以外の言語を母国語とする児童生徒」の平成29年度と平成30年度の人数が分かるもの。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0070 | 6月11日 | 6月18日 | 請求 | 「日本語以外の言語を母国語とする児童生徒は、今後、増加傾向にあると考えられる」の根拠となる資料。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0071 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 「優れたALTの確保に努める」とし、平成30年度はALTを2名増員している。「なにをもって優れたALT」とするのが判別できる資料。 | 教育委員会 | 指導課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0072 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 「優れたALT」ではないと思われるALTの人数がわかるもの。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0073 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 平成30年度実施予定の「イングリッシュキャンプ」についての起案書。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0074 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 平成30年度実施予定の「イングリッシュキャンプ」は、募集人員が市内5・6年生の内の僅か1%である。この「イングリッシュキャンプ」と、「外国語指導助手(ALT)と児童生徒との交流を通して、異文化に触れる機会を多くし、外国語活動や国際理解教育の推進に努める」とする、平等性を基本とした「第2期上尾市教育振興基本計画」で述べられていることとの間に整合性があり、矛盾もないということが判別できる資料。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0075 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 「イングリッシュキャンプ」の取組みは、募集人数や保護者負担の点を考えても、差別・選別的である。このことと、「児童が生きた英語や外国の文化に触れる機会を充実させることで、習熟の格差を生まないうよう努める」との市議会答弁とが矛盾せず、整合性がとれていることが判別できる資料。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0076 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 第2期上尾市教育振興基本計画で述べられている「小学校高学年における英語教育の教科化及び中学年から外国語活動の開始に伴い、研修を充実させ、指導体制の強化に努める」ことが判別できる資料。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0077 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 上平小の学校通信を見ると、「研究指定」なるものを受けることにより、3年生以上は週に1時間授業時間を増やしている。こうした実態と、「(仕事量が増えることに対しては)教育委員会としては、学校ICTを活用した学校事務の一層の効率化や市教育委員会が主催する会議や研修会等の精選による出張の軽減などについて検討している」とする市議会答弁とが矛盾しないことが判別できる資料。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0078 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 新学習指導要領対応 小学校外国語教材『We Can! ②』のP87には、WORD LIST として、rooms, stationery, school events が示されている。これらをどう教えるのかが判別できる文書類。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0079 | 6月11日 | 6月22日 | 請求 | 新学習指導要領対応 小学校外国語教材『We Can! ②』のP95には、WORD LIST として、〈人と人体〉が示されている。これらをどう教えるのかが判別できる文書類。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0080 | 6月11日 | 6月25日 | 請求 | 平成〇〇年〇月〇日付けの情報公開請求(受付番号〇〇〇〇)について、情報公開請求書に記載のあった「〇〇〇〇」の記載が、当該請求に対する決定通知書には、ない。なぜ、このように公文書が改ざんされたのか、その意図や経緯が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0081 | 6月11日 | 6月20日 | 請求 | (平成30年上尾市教育委員会4月定例会の会議録より)教育長より「28年度に自己有用感について私から校長会議でかなり説明をしまして、」とあるが、これを裏付ける資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0082 | 6月11日 | 6月20日 | 請求 | (平成30年上尾市教育委員会4月定例会の会議録より)教育長が「自己肯定化」について述べているが、上尾市教育委員会が所持している「自己肯定化」の概念についての根拠となる文献や論文、資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0083 | 6月11日 | 6月20日 | 請求 | (平成30年上尾市教育委員会4月定例会の会議録より)「オリンピックの選手が帰った時に、我が国のために金メダルを取って、ほんとうにみんなが応援してくれたおかげで、また取れました」ということが、圧倒的多くの子どもたちにとって「自己有用感」の具体的な事例となることの根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0114 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | 上尾市教育委員会から各上尾市立小・中学校長宛てに、上教学第337号「市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員の時間外労働及び休日労働に関する協定について」なる文書(以下、「337号文書」と略記)が発出されている。この337号文書に関して、次の5件。 (1)337号文書にかかる起案書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0115 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | (2)337号文書の発出日が平成30年7月2日となっている理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0116 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | (3)337号文書に添付された「記入例」の中で、延長する時間を1日につき4時間、1年につき150時間とした根拠がわかる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 文書不存在 |
| 30-0117 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | (4)337号文書の発出日が平成30年7月2日であるにもかかわらず、「記入例」の市長あての日付が「平成30年4月1日」となっている理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0118 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | (5)337号文書および添付書類等を見る限り、上尾市教委は違法状態を長年放置していたことになる。このことに関する上尾市教委の見解および対応が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0119 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | 上尾市立全小中学校分の、平成30年度当初に校長から示された、県費教職員の勤務時間の割振りの時間配分が判別できる文書等で、休憩時間の付与についても判別できるもの。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0120 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | 県教委の文書に基づき作成・使用されている、上尾市内各小中学校全校分の平成30年度「年次休暇等使用計画表」。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0121 | 7月13日 | 7月27日 | 請求 | 平成30年度4月1日～7月13日までに実施された「人事・学事訪問」において、訪問先の学校に対しておこなった「指導」・「助言」またはそれに類する内容が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0122 | 7月13日 | 7月25日 | 請求 | 平成29年度に開催された、「新図書館複合施設市民会議」第2回・第3回の会議録。 | 教育委員会 | 図書館 | 一部公開 | 第2号 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0123 | 7月13日 | 7月25日 | 請求 | 前教育総務部長(現都市整備部長)は「新図書館入館者は90万人を見込む」と市議会で答弁している。そのことは6月4日の政策会議でも「厳しい予測であった」と指摘され、実質的に否定されている。そうしたことを受けて、普通であれば自らの誤った答弁について、前教育総務部長は経過説明や弁明をする、あるいは市民に対する謝罪があつて然るべきだが、そうした「経過説明」「弁明」「市民に対する謝罪」が判別できる文書。 | 教育委員会 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0124 | 7月13日 | 7月23日 | 請求 | 都市整備部長が現職に就任する前後において、教育総務部あるいは都市整備部の職員あるいは市民に向けた「部長就任にあたっての見解」あるいはそれに類する「メッセージ」等が判別できる文書類。(うち、教育総務部に係るもの) | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0136 | 8月6日 | 8月17日 | 請求 | 平成24年11月28日に開催された「図書館建設に向けた調整会議」の出席者名が分かる資料。 | 教育委員会 | 図書館 | 全部公開 | |
| 30-0137 | 8月6日 | 8月17日 | 請求 | 平成25年8月26日「上尾駅西口大駐車場の区域」をはじめ、5ヶ所の図書館候補地について、それぞれの建築制限等の調査結果を上尾市教育委員会事務局の職員4人が前市長に報告したことが開示されているが、そのための資料を取り揃え、検討したはずのプロセスが分からないため、それを明らかにする資料。 | 教育委員会 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0138 | 8月6日 | 8月17日 | 請求 | 平成〇〇年(〇〇)第〇号 損害賠償請求命令等請求事件に提出された「準備書面(5)」で「上平公園西側の区域」に新図書館の建設が可能かどうかを新たに検討した結果、一中略一新図書館の候補地の一つとすることになった」と記載しているが、いつどこで、だれが検討したのかが、明らかにされていないため、それらが分かる資料。 | 教育委員会 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0139 | 8月6日 | 8月17日 | 請求 | 上平の新図書館建設候補地の買い取りにあたり、建物の補償金額の積算を〇〇〇へ発注しているが、その契約書(補償の方式をどれにするかが分かるもの)、市と〇〇〇との折衝や打ち合わせの記録、決裁の文書など。 | 教育委員会 | 図書館 | 一部公開 | 第2号・第3号・第7号 |
| 30-0143 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | 上尾市内の大半の学校の勤務時間が8:15~16:45であるにもかかわらず、原市小学校においては8:00が勤務開始時刻となっている。その理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0144 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | H30.04.09からH30.07.19までの休業日において、原市小学校の県費の校長・教員の内、16:30~16:45の間に退勤したことが判別できる文書。ただし、当該期間の退勤時刻に在籍していた職員のみ。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|--------|-------|----------------------------|
| 30-0145 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | H30.04.09～H30.07.19までの課業日において、原市小学校の県費の校長・教員の内、「出張」をした用務先で、研修や会合等の用務が16:30以降になった場合、つまり超過勤務になった場合にどう対応したのかが判別できる文書等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0146 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | 平成30年度の原市小職員の出張に関し、「出張の際に16:30を過ぎた場合の対応」について校長から職員に示された文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0147 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | 県費教職員とALT・アッピースマイルサポーターとは勤務開始時刻に15分間差異があるにもかかわらず、授業や児童対応についての打ち合わせが支障なく行われているということが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0149 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 上尾市教育長が市役所から極めて近い場所へ行く際に、自転車または徒歩で行くことを禁じていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0150 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | “教和会”なる団体または会合が、上尾市の教育行政に寄与することが判別できる文書で、上尾市教育委員会が所持するもの。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0151 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 酒席から自宅まで上尾市教育長を公用車で送る必然性が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0152 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 上尾市教育長が飲み会の後で電車で帰宅することを禁じている文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0153 | 8月14日 | 8月28日 | 請求 | 2018.04.14に教育長が出席した「学校管理運営研修会」についての開催文書または研修会の内容が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0155 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 教育長が使用した車両の車両運転月報について、2018.05.10および2018.05.11を確認する限り、宿泊を伴って横浜に行ったと考えられる。よって、この2日間に支払った「有料道路代」「車両にかかる経費」「運転手の宿泊代」「教育長の宿泊代」が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第3号 |
| 30-0156 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか(あるいは公用車使用が可能なのか)が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0157 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 2018.05.15に教育長が「就学相談員委嘱」という目的で、「市内」で公用車を使用しているが、この「就学相談員委嘱」が行われた場所が分かる文書。 | 教育委員会 | 教育センター | 全部公開 | |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|--------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0158 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 車両運転月報によると、2018.05.23に、「教育研究会定期総会」のために公用車を使用している。請求人は、当日の目的先は上尾市文化センターだと考える。もしそうであれば、文化センターは上尾市役所からほんの僅かの距離である。そこで、この日に文化センターまで公用車を使用する必然性が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0160 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 教育長が使用した車両の車両運転月報によると、2018.05.26の「運行時間」は6:30～14:00となっており、どこかで昼食を取っていると考えられる。この日の教育長の昼食にかかわる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0161 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 請求番号30-0109号で開示された文書を見る限り、2018.06.13から2018.06.21までは教育長は公用車を使用していないが、その理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0164 | 8月14日 | 8月27日 | 請求 | 教育長が使用した車両の車両運転月報によると、2018.07.02は、教育長は「新政クラブ懇親会」のために公用車を使用している。中立性が求められるべき教育長という立場の人が、特定の議会会派の懇親会に出席するという行為について、教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0170 | 8月24日 | 9月6日 | 請求 | ①教育委員に配布された資料名及びその資料、及び中学校道徳教科書採択関係の会議録のすべて(4月から現在まで) | 教育委員会 | 指導課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0171 | 8月24日 | 9月6日 | 請求 | ②上尾の教科書展示会の参加人数(内訳も含む)とアンケート内容のすべて | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0172 | 8月24日 | 9月6日 | 請求 | ③専門委員と資料作成委員のメンバーの氏名と学校名、役職名 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0173 | 8月24日 | 9月6日 | 請求 | ④学校に出た通知及び報告用紙のすべて(①と重複するもの以外) | 教育委員会 | 指導課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0184 | 9月7日 | 9月11日 | 請求 | 上尾市立小・中学校の図書館蔵書数の推移 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 30-0186 | 9月21日 | 10月3日 | 請求 | 平成30年8月の上尾市定例教育委員会の協議で、点検評価報告書の第三者評価者としての「学識経験者」に関して、3名の名前が挙がったが、このことについての起案文書・決裁文書の類。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0187 | 9月21日 | 10月11日 | 請求 | 前号に関し、〇〇〇〇氏を学識経験者として選任することになった理由が判別できる文書 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0188 | 9月21日 | 10月3日 | 請求 | 前々号に関し、8月の教育委員会にて報告された3名以外の方に評価者として依頼したことが判別できる文書 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0189 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 文科省の「教員実態調査(対象期間2016年10月～11月)」の結果等を踏まえて、上尾市教育委員会が把握している市内小中学校教員の実質的超過勤務の実態が判別できる文書 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0190 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小校長の「学校経営方針」を上平小の教員が真摯に取り組み実践することが、勤務時間の7時間45分以内で収まるということが判別できる文書 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0191 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 埼玉県の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第四条の二に「教育委員会は、条例第七条第二項の定めるところに従い、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、あらかじめ、休憩時間を一斉に与えないこととする学校職員の範囲及び当該学校職員に対する休憩時間の与え方について明示するものとする。」とあり、上平小においては、「休憩時間を一斉に与えないこととする」場合に該当すると考える。当該規定が遵守されていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0192 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小校長による「学校経営方針」について。次の(ア)と(イ)どちらであるのか、または別の解釈があるのかを判別できる文書。 (ア)当該「学校経営方針」に従うことが、たとえ勤務時間を超えることが予見されとしても「所属教員は必ず従うべき方針」である。 (イ)「児童の教育」という面においては、学校教育法により教員が「つかさどる」ことが認められていることから、校長の「学校経営方針」は「あくまでも努力目標」である。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0193 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 所属校の職員が「学校経営方針」に従わない場合、「職務上の上司の命に従わない」と判断され、何らかのペナルティが課せられるのかどうかを判別できる文書 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0194 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[5 目指す児童像]として「頼られる児童を育成する」という方針があるが、弱者の子についても「頼られる児童を育成する」必然性や、そのことを目指す理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0195 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 前号の[5 目指す児童像]の[キャッチフレーズ]として、次の文言が述べられている。「かがやいて 磨き高めて 響き合い 未来を拓く 上平っこ」このキャッチフレーズは、当然、子どもたちや保護者の目に触れる機会があると考えられる。しかしながら、文中で使用されている漢字「拓」は、文科省の「学年別漢字配当表(小学校)」には出ていない。よって、保護者・子どもたちの目に触れると考えられる「キャッチフレーズ」の中に、なぜ小学校では教えない漢字が使用されているのか、その明確な理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0196 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[7 目指す教師像]の中に、「実践を重視し、自己研鑽の努力を怠らない教師」とあるが、ここで述べられている「自己研鑽の努力」というのは、(ア)教員の勤務時間の範囲内での努力であるのか、もしそうだとしたら、その所要時間はおよそどのくらいを想定しているのか、それとも(イ)超過勤務の時間において努力するのであるのか、あるいは(ウ)全く別の時間で努力するものであるのか、以上の(ア)(イ)(ウ)のいずれであるのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0197 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[7 目指す教師像]の中に、「授業で勝負し、頼られる教師となる」とあるが、「誰に頼られるのか」、また、「頼られているということが客観的に判断できる」ことが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0198 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[7 目指す教師像]の中に、「児童の深い学びを追及するため、教材研究を続ける」とあるが、教材研究を続けるのは、勤務時間の範囲内であるということが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0199 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[7 目指す教師像]の中に、「自己有用感」という語が使用されているが、その語の概念および何を指しているのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0200 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「カリキュラム・マネジメントによる教育活動の充実」ということが述べられている。このことについて、文科省は「カリキュラム・マネジメント」の重要性>等の見解を示している。文科省によるこの見解自体長文であり、完全に理解するにはかなりの時間が必要だと思われる。よって、上平小の教員の間で実際に「カリキュラム・マネジメント」を理解するための方策およびそれに要する時間がどのくらい必要なのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0201 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「アクティブ・ラーニングを採り入れた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善など、時代の変化に対応した…」とあるが、具体的に、授業のどこをどう改善するのか、その授業改善に至るまでにかかる時間や期間はどのくらいなのか、勤務時間の範囲内で間に合うものなのか、授業を改善したということは、どうやって実証するのか、また、何をもち「時代の変化」とするのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0202 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「チーム学校」とあるが、チーム学校とは何か、もし教員以外の他職種を含めた「チーム」であるならば、どの職種が入るのが判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0203 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「チーム学校」とあるが、上平小において「主幹教諭」なる職名の職員について、子どもたちにどう理解してもらうかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0204 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「職員の健康と安全に配慮した学校運営を推進する」とあるが、「労働安全衛生法・同規則」および「同法・同規則の学校現場への運用」について、上平小の教職員の間で共通理解がされていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0205 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校経営方針」の[8 経営の基本方針]の中で、「職員の健康と安全に配慮した学校運営を推進する」とあるが、男女別の〈休憩室〉〈休養室〉またはそれに類した部屋(休憩のために体を休めることができる部屋)が設置され、実際に利用されていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0206 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[8 経営の基本方針]の中で「職員の健康と安全に配慮した学校運営を推進する」と述べられているにもかかわらず、毎年県教委から来ている「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について」の文書が上平小において活用されない理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0207 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[8 経営の基本方針]の中で「児童が、安心して学べる安全で清潔で潤いのある学校であるため、教育環境の点検及び整備に取り組む」とあるが、誰が、いつ、どのように取り組み、それに要する時間はどのくらいなのか、および勤務時間の範囲内であるのか否かが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0208 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「市委嘱研究の推進(外国語活動)」とあるが、上平小が市委嘱研究(外国語活動)を受け入れることになった経緯は、市教委による「押し付け」なのか、それとも校長が唯々諾々として無批判に受け入れたのか、それとも上平小の教員の総意で受けたのか、そのいずれなのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0209 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小において『小学校外国語教材 We Can! ②』のP.87 [WORD LIST] の中の、[school nurse's office] についてどう教えるのか、また、[school nurse's office] という表現が適切であるか否かの解釈が判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0210 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「JRC活動を含むボランティア、福祉教育の充実」とあるが、このことについて、授業中に取り組むのか、それとも授業外の時間で指導するのか、また、所要時間はどのくらいなのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0211 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「教育相談部と連携したチーム対応と不登校、長欠の改善、解消」とあるが、いったんいつ勤務時間の範囲内で「教育相談部と連携」する時間が取れるのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0212 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「不登校、長欠の未然防止と初期対応の充実」として「カルテ・記録の蓄積」とあるが、いつそうした時間が取れるのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0213 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「不登校、長欠の未然防止と初期対応の充実」とあるが、「不登校、長欠の未然防止」という文言が、一人一人の子どもにも配慮したうえで「重点・努力点」だということが判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0214 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上平小の「学校運営方針」の[9 本年度の重点・努力点]の中で、「地域行事への協力」とあるが、地域行事とは何を指し、上平小の教員はいつ、どのような形で協力するのか、実際の所要時間とその準備にはどのくらいの時間がかかるのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0215 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 2018年4月9日～2018年7月19日の全ての課業日について、休憩時間の45分を含めた在校時間が8時間30分～8時間45分であった職員全ての入退校記録簿またはそれに類した文書。(対象者は上平小の校長・教員(県費負担)全員。) | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0216 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 「平成30年度 上尾市教育委員会・南部教育事務所人事学事担当 学校訪問(管理訪問)のまとめ<速報 6月末現在>」には、「時間外勤務80時間オーバーの教職員に面談を実施した記録をとっておく」とある。そこで、上尾市立上尾中学校長での、平成30年4月分・平成30年5月分・平成30年6月分の各月における教員(県費負担)の「時間外勤務」が80時間を超えたことが判別できる文書(入退校記録簿またはそれに類した文書)。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0217 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 「平成30年度 上尾市教育委員会・南部教育事務所人事学事担当 学校訪問(管理訪問)のまとめ<速報 6月末現在>」には、「時間外勤務80時間オーバーの教職員に面談を実施した記録をとっておく」とあるが、上尾中学校におけるその面談実施記録が判別できる文書。なお、該当者がいなかった場合は、上尾中学校で用意してあるはずの「面談記録用の用紙」(該当者がいない場合は記録紙だけで可)。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0218 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 上尾中における教員(個人・学年を問わず)の休憩時間に会議(打ち合わせを含む)、保護者との面談(緊急のものを含む)、研修、出張等の用務が入った場合、どのように調整をするかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0219 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年4月9日～平成30年7月19日の休業日において、上尾中の教員(個人・学年を問わず)の休憩時間に会議(打ち合わせを含む)、保護者との面談(緊急のものを含む)、研修、出張等の業務が入ったことが判別できる文書、およびその場合の調整が行われたかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0220 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成28年12月の上尾市議会定例会において、市教委による委嘱研究について問われた、当時の学校教育部長による答弁「上尾市内の全小・中学校が3年サイクルで2年間の委嘱研究に取り組んできたことで、研究を深め、教員の資質向上、児童生徒の学力向上に寄与いたしました」ということの根拠となる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0231 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」で配布された文書 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0232 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」に、指導者として出向いた上尾市教育委員会の職員の職名・氏名が判別できる文書 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0233 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」に、指導者として出向いた上尾市小・中学校長会学校管理運営研修会担当校長の氏名が判別できる文書 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0234 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」の記録 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0235 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」の文書自体がどのように配布されているのか判別できる文書。また、当該文書そのものはどこ(の学校)でプリントアウトされて、どのような費用から捻出されているのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0236 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 平成30年度分の上尾市立学校職員(県費負担)が所属校の校長より「出張命令」が出される(出された)であろう会合・打ち合わせ・事務連絡・研修会・講習会等の開催文書全て。なお、開始・終了時刻が記載されていれば、一覧表でも可。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0237 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 埼玉県教委から届いている「学校事務の共同実施」に関する文書。 (「共同実施先進校視察の希望調査」、「学校事務の共同実施についての意向等調査」等。「調査」であれば、上尾市教委から埼玉県教委への回答を含む。) | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0238 | 9月21日 | 10月5日 | 請求 | 「学校事務の共同実施」に関して、上尾市教育委員会で検討していることが判別できる文書で最新のものの。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0246 | 9月25日 | 10月5日 | 請求 | 2018.09.16は、上尾市立上平小学校では運動会が実施されたと思われる。 そこで、上平小教職員(県費・市費の別なく、当日勤務を要した教職員全て)の勤務の割振りがどうなっているのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0247 | 9月25日 | 10月5日 | 請求 | 2018.09.22は、上尾市立原市小学校では運動会が実施されたと思われる。 そこで、原市小教職員(県費・市費の別なく、当日勤務を要した教職員全て)の勤務の割振りがどうなっているのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0248 | 9月25日 | 10月5日 | 請求 | 2018.09.22は、上尾市立尾山台小学校では運動会が実施されたと思われる。 そこで、尾山台小教職員(県費・市費の別なく、当日勤務を要した教職員全て)の勤務の割振りがどうなっているのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0249 | 9月25日 | 10月5日 | 請求 | 尾山台小において2018.09.18を運動会の振替休日とした理由が判別できる文書。 ※上尾市立尾山台小学校では、2018.09.22(土曜日＝運動会)の「週休日の振替」として、2018.09.18が振替休日となっていると思われる。 一方、2018.09.22が運動会の学校でも、その振替休日を2018.09.25としている学校もある。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0250 | 9月25日 | 10月5日 | 請求 | 土曜日に運動会の学校行事がおこなわれる際、土曜日を含む週に振替をするのか、それとも翌週に振替をするのか(実態は学校によって異なっているが)、上尾市教育委員会として一定の基準があることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0258 | 10月1日 | 10月9日 | 請求 | 上尾市定例・臨時教育委員会での審議・審査にかかわる会議録(またはそれに類するもので、議案審議の結果が分かるもの)の保存年数が判別できる文書 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|--------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0259 | 10月1日 | 10月12日 | 請求 | 現在、上尾市教育委員会のホームページで公開されていない、平成22年度以前の上尾市定例・臨時教育委員会での審議・審査にかかわる会議録(またはそれに類するもの、議案審議の結果が分かるもの)のうち、議案の審議・審査の採決の結果、出席した教育委員の「全員一致」以外により決定した案件に係るもの。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0260 | 10月1日 | 10月5日 | 請求 | 30-0194号の[5 目指す児童像]の[キャッチフレーズ]として、次の文言が述べられている。「かがやいて 磨き高めて 響き合い 未来を拓く 上平っこ」 このキャッチフレーズは、当然、子どもたちや保護者の目に触れる機会があると考えられる。しかしながら、文中で使用されている漢字「磨」および「響」は、文科省の「学年別漢字配当表(小学校)」には出ていない。よって、保護者・子どもたちの目に触れると考えられる「キャッチフレーズ」の中に、なぜ小学校では教えない漢字が使用されているのか、その明確な理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0284 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈平成30年上尾市教育委員会8月定例会における学務課長の「働き方改革」に関する発言について〉「今までの進行についても、常に学校の負担の軽減という視点を持ちながら、各課で今現在も動いています」という発言の「各課」がどの課を指すのかが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0285 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈平成30年上尾市教育委員会8月定例会における学務課長の「働き方改革」に関する発言について〉「今までの進行についても、常に学校の負担の軽減という視点を持ちながら、各課で今現在も動いています」という発言の意味がわかる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0286 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈平成30年上尾市教育委員会8月定例会における学務課長の「働き方改革」に関する発言について〉「そういう情報を各担当課だけではなく、昨年も開いたのですが、学校の負担軽減という視点でそれぞれの課で取り組めることはなんなのかという情報交換の場も学務課を中心につくっております」という発言の「そういう情報」とは何かが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|--------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0287 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈平成30年上尾市教育委員会8月定例会における学務課長の「働き方改革」に関する発言について〉 「そういう情報を各担当課だけではなくて、昨年も開いたのですが、学校の負担軽減という視点でそれぞれの課で取り組めることはなんなのかという情報交換の場も学務課を中心につくっております」という発言について、昨年開かれたという「学校の負担軽減という視点でそれぞれの課で取り組めることはなんなのかという情報交換の場」の会議名、参加者の職名、内容が判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0288 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈平成30年上尾市教育委員会8月定例会における学務課長の「働き方改革」に関する発言について〉 「そういう情報を各担当課だけではなくて、昨年も開いたのですが、学校の負担軽減という視点でそれぞれの課で取り組めることはなんなのかという情報交換の場も学務課を中心につくっております」という発言について、「昨年も」学務課を中心につくっております」ということから、「今年度も場をつくっている」と読み取れるが、そのことが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0289 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について〉 『「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている』に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(最新のものの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0290 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 前号の請求に関して、「専門スタッフ」の職種・任用形態が判別できる文書(最新のものの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0291 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について〉 「専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している」に、上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(平成28年度以降現在(本請求書受付時)までのもの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |
| 30-0292 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について〉 「専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(最新のものの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|--------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0293 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について)「教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書。また、平成28年度以降現在(本請求書受付時)までにおいて、その「組織や体制」が機能したことが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0294 | 10月9日 | 10月22日 | 請求 | 平成20年度から平成28年度にかけて、研修会実施数が増えているにもかかわらず、文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」において、「重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している」に上尾市が「○」となっている理由が判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0295 | 10月9日 | 10月22日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について)「学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(最新のもの)。 | 教育委員会 | 指導課 | 全部公開 | |
| 30-0296 | 10月9日 | 10月22日 | 請求 | 「委嘱研究発表」について、根本的な施策の転換が必要と請求人は考えるが、根本的な検討がされていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0297 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について)「教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(最新のもの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0298 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について)「働き方に関する意識改革」として「管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(平成28年度以降現在(本請求書受付日)までのもの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|--------|--------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0299 | 10月9日 | 10月23日 | 請求 | 〈文科省HP「平成30年度教育委員会における業務改善のための取組状況調査結果(埼玉県)」(平成30年8月登録)について) 「業務改善の定量的なフォローアップ」として、「勤務時間に関するもの」に上尾市は「○」となっているが、そのことが判別できる文書(最新のもの)。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0328 | 11月27日 | 12月7日 | 請求 | 教育長の「公用車使用問題」について、2018年7月以降に上尾市教育委員会内で検討したことが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0330 | 11月27日 | 12月7日 | 請求 | 上尾市教育委員会のホームページにある教育委員会のあらましの「教育委員会」のところに掲載されている文言で、「地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され、また行政の安定性、継続性も求められていることから、すべての都道府県、市区町村などに合議体の執行機関として教育委員会が置かれることとされています。」とあるが、「地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され」とは、どういうことを意味するかが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0334 | 11月27日 | 12月7日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長が参加した「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」の日程と内容が判別できる文書・資料等(総会・分科会・アトラクションその他)。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 30-0335 | 11月27日 | 12月7日 | 請求 | 「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」に、上尾市教育委員会教育長が参加することを決めたのは誰かが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0336 | 11月27日 | 12月7日 | 請求 | 「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」に、上尾市教育委員会教育長が参加するという予定が市教委内で共有されたことが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0337 | 11月28日 | 12月7日 | 請求 | 上尾市教育長の2018年(平成30年)5月分の勤務の状況(出張、年休、特別休暇、他の有給休暇、職専免等)が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0353 | 12月13日 | 12月18日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長の2018(平成30)年5月11日の午後の勤務の状況が判別できる文書 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0354 | 12月13日 | 12月18日 | 請求 | 「平成30年度関東地区都市教育長協議会総会日程」によると、H30.5.11は「昼食後解散」となっているにもかかわらず、教育長の予定表ではH30.5.11の午前・午後・夜間を通じて「関東地区都市教育長協議会」に出席ということになっている。なぜ、教育長および教育委員会がこのような虚偽記載を行ったのか判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|--------|--------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0355 | 12月13日 | 12月26日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長名で上尾市内各学校長あてに発出された「教職員の服務規律の厳守について」(異なる文言の同趣旨のもの、県教委から降りてきた文書の写しを降ろしたものを含む。)。期間はH28.4.1～H30.12.12。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0356 | 12月13日 | 12月26日 | 請求 | 上尾市教育委員会は、毎年度、校長を含む教職員の服務関係等について、その手続も含めて適正に管理されているかを「人事・学事訪問」ということで、上尾市内各小中学校を訪問している。その際、適切でない事案について「指導・助言・講評等」がされていることが判別できる文書。 | 教育委員会 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0367 | 12月18日 | 1月4日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長にかかる2018(平成30)年4月・6月・7月・8月・9月・10月・11月分の勤務の状況(出張、年休、特別休暇、他の有給休暇、職専免等)が判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0368 | 12月18日 | 1月4日 | 請求 | 教育長が参加した、2018(平成30)年5月16日～5月18日に開催されたと思われる「全国都市教育長会議」(岩手県一関市)の日程と内容、および同会合に公費から支出された金額(旅費・宿泊費・懇親会参加費等)が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号・第7号 |
| 30-0369 | 12月18日 | 1月4日 | 請求 | 請求人は、教育総務課より、教育長の服務(有給休暇)に関して「上尾市職員の勤務時間条例・同規則(以下、勤務時間条例)の規定が適用される」ということを教示していただいている。すなわち、教育長は平成28年4月1日より現職にあるため、平成28年度の年次有給休暇の付与日数は20日となり、取得日数を差し引いて平成29年度、また、平成30年度に繰り越しているはずである。そこで、教育長の年次有給休暇(年休)について、平成28年度の付与日数、平成29年度および平成30年度への繰り越し日数が管理(整理)されていることが実際に判別できる文書。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0372 | 12月19日 | 12月27日 | 請求 | 上平の図書館用地の建物等の調査積算業務委託入札のための仕様書 | 教育委員会 | 図書館 | 全部公開 | |
| 30-0376 | 1月11日 | 1月18日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長の2018年(平成30年)5月分の勤務の状況(出張、年休、特別休暇、他の有給休暇、職専免等)が判別できる文書で上尾市教育委員会が保有しているもの。 | 市長 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0377 | 1月11日 | 1月18日 | 請求 | 情報公開請求により入手した教育長の2018(平成30)年5月16日～5月18日の動静によれば、5月16日午前から5月18日夜間まで「全国都市教育長会議」に参加したことになっている。 情報公開請求を通じて別途入手した当該会議の日程表によると、会議は5月17日と18日であり、5月17日の開会式は9:30から、実際の開始時刻は10:10となっている。ところが、教育長の動静は会議前日の5月16日午前中から当該会議に向向いたことになっている。 そこで、「全国都市教育長会議」は上記のような日程であるにもかかわらず、教育長が5月16日午前中から当該会議に向向く必然性が認められる文書・資料等。 | 市長 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0378 | 1月11日 | 1月18日 | 請求 | 請求人が情報公開請求を通じて別途入手した「旅費精算書」によれば、教育長は2018年5月16日に一ノ関(旅費精算書は「一ノ関」となっているが、正しい駅名は「一ノ関」である。念のため。)に向かっていて、何時の新幹線に乗車したのが判別できる文書・資料・メモ類。 | 市長 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0379 | 1月10日 | 1月18日 | 請求 | 2018年5月17日の「全国都市教育長会議」については、教育長は当日の朝に自宅を出発しても、開会式には十分間に合う。つまり、前日の午前中から出向く必然性は無い。よって、旅費精算書の5月16日の「日当」は不要であると考え、5月16日の日当を教育長に支給する根拠となる文書・資料等および前泊の宿泊料を支払う根拠となる文書・資料等。 | 市長 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0389 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、前教育長にかかる給与についての適用条例が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0390 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、前教育長にかかる旅費についての適用条例。とりわけ「旅行命令権者」が誰であるか判別できる法令・文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0391 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、前教育長にかかる旅費についての適用条例が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0392 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、現教育長にかかる給与についての適用条例が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0393 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、現教育長にかかる旅費についての適用条例。とりわけ「旅行命令権者」が誰であるか判別できる法令・文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|---|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0394 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 地教行法の改正で、H28年度より教育長についての扱いが変更されたと思われるが、現教育長にかかる服務についての適用条例が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0395 | 1月19日 | 1月31日 | 請求 | 岡野前教育長にかかる、2016(平成27)年度の「年次休暇簿」「職務専念義務免除願」および「旅行命令簿」(以上、いずれも同趣旨の文書類を含む)の写し。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 文書不存在 |
| 30-0396 | 1月19日 | 1月31日 | 請求 | 2018年5/17・5/18に開催され、教育長がその二日間参加した「全国都市教育長会議」について事前に「旅費」として積算された額が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 30-0397 | 1月19日 | 1月31日 | 請求 | 2018(平成30)年度の前号以外の催事や会合等で、教育長が出席するための「旅費」として事前に積算されたことが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 30-0398 | 1月19日 | 1月31日 | 請求 | 2018年5/10・5/11に開催された「関東地区都市教育長協議会」に出席するための「旅費」として事前に積算されたことが判別できる文書・資料等。なお、もしも「文書等不存在」ということであれば、なぜ事前に積算されていないのが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 30-0399 | 1月19日 | 1月31日 | 請求 | 教育長の2018年5月16日の10:08～17:15までの時間は、所定の給与を受給しているにもかかわらず、教育長が「全国都市教育長会議」に出席すると称して、勤務の実態が無く、全く空白になっている時間であることが露見したものであると請求人は主張するが、請求人のその主張に対して反証・反駁するに十分な証拠書類・文書・資料等で、上尾市教育委員会が保有するもの。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0400 | 1月19日 | 取下げ | 請求 | 教育長の、2018(平成30)年5月分の「1時間当たりの給与の額」および「給与(の)日額」が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 取下げ | |
| 30-0414 | 1月22日 | 1月31日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長にかかる2018(平成30)年3月および12月分の勤務の状況(出張、年休、職専免、他の有給休暇等)が判別できる文書で上尾市教育委員会が保有しているもの。ただし、教育長および学校教育部長分が判別できれば可。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0415 | 1月24日 | 2月4日 | 請求 | H28年9月5日文経委員会の新図書館計画についての審査の中で「...〇〇さんと教育総務課の職員がやりとりしている...」という諮議員の発言の元になっている資料。 | 教育委員会 | 図書館 | 一部公開 | 第1号・第2号・第7号 |
| 30-0421 | 1月25日 | 1月31日 | 請求 | 上尾市教育委員会教育長が参加したと思われる、2018(平成30)年5/10・5/11の「関東地区都市教育長協議会」および同年5/17・5/18の「全国都市教育長協議会」についての、「出張報告書」あるいは「復命書」類(名称が異なっているとしても同趣旨のものであれば可)。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-------|-------|----------------------------|
| 30-0434 | 2月8日 | 2月20日 | 請求 | 2012(平成24)年度の上尾市教育委員会会議録によれば、■「報告7 勤務条件に関する措置の要求について」■「報告8 教材費等返還請求調停事件について」■「報告9 いじめに関する状況調査結果について」の3件の報告については、個人を特定することができる内容を含んでいるので、「非公開」とされている。(報告5も別の理由で非公開とされているが、本請求では除く。)そこで、前記報告7・8・9の会議録。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 30-0438 | 2月21日 | 2月28日 | 請求 | 平成24年11月定例教育委員会会議録について、なぜ今まで「個人を特定することができる内容」以外の部分が市民の目から隠され続けてきたかが判別できる文書、資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0439 | 2月21日 | 3月5日 | 請求 | 平成24年11月時点と異なり、今年度(平成30年度)各小中学校の始業・終業時刻にバラつきが見られることになった理由が判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0441 | 2月25日 | 2月28日 | 請求 | 議案第40号を「審議」するのに、なぜ「非公開」の会議にしなければならないのかが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0450 | 3月4日 | 3月11日 | 請求 | 2019年2月定例教育委員会議案第4号「上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる協議及び意見の申出」に関連する起案(決裁)書。 | 市長 | 教育総務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 30-0466 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「各学校で行事や会議を精選している」との答弁の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0467 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「会議にICT機器を積極的に活用している」との答弁の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0468 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「入退校時刻、学校閉庁日の設定などによる業務改善、および教職員の意識改革をすすめております」との答弁について、「入退校時刻」を設定していることが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0469 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「入退校時刻、学校閉庁日の設定などによる業務改善、および教職員の意識改革をすすめております」との答弁について、「入退校時刻」を設定していることが業務改善となるとの答弁の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0470 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 8/13～8/16および11/14を学校閉庁日とすることが業務改善となることが判別できる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 30-0471 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「教職員のワークライフバランスに対する意識の変化が見られる」との答弁の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 第2号・第3号・文書不存在 |

平成30年度 行政文書公開請求(申出)の処理状況

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 実施機関 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条) |
|---------|-------|-------|----|--|-------|-----|-------|----------------------------|
| 30-0472 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 学校現場の実態としては、少なくとも原市小においては、「教職員のワークライフバランスに対する意識の変化が見られ、在校時間の短縮」につながっているとは言えない状況がある。そこで、こうした事実があるにもかかわらず、学校教育部長が「在校時間の短縮が見られる」と答弁している根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0473 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 「年休取得日数の増加」の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 全部公開 | |
| 30-0474 | 3月12日 | 3月25日 | 請求 | 上尾市小・中学校管理規則で主幹教諭は「命を受けて校務の一部を整理し」とされているにもかかわらず、学校教育部長の「主幹教諭は学校運営全般を担っている」という答弁の根拠となる文書・資料等。 | 教育委員会 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |